

議案第 1 号

令和 8 年度

久慈市一般会計補正予算

( 第 1 号 )



令和8年度久慈市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度久慈市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,178,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月14日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款        | 項       | 補正前の額           | 補正額       | 計               |
|----------|---------|-----------------|-----------|-----------------|
| 14 国庫支出金 |         | 千円<br>4,720,768 | 千円<br>440 | 千円<br>4,721,208 |
|          | 2 国庫補助金 | 2,413,826       | 440       | 2,414,266       |
| 18 繰入金   |         | 881,743         | 6,599     | 888,342         |
|          | 1 基金繰入金 | 881,743         | 6,599     | 888,342         |
| 歳入合計     |         | 22,171,000      | 7,039     | 22,178,039      |

## 歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額           | 補 正 額       | 計               |
|---------|---------|-----------------|-------------|-----------------|
| 2 総務費   |         | 千円<br>3,470,053 | 千円<br>6,159 | 千円<br>3,476,212 |
|         | 1 総務管理費 | 3,086,446       | 6,159       | 3,092,605       |
| 3 民生費   |         | 6,806,640       | 880         | 6,807,520       |
|         | 1 社会福祉費 | 3,176,271       | 880         | 3,177,151       |
| 歳 出 合 計 |         | 22,171,000      | 7,039       | 22,178,039      |



# 一般会計補正予算説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

| 款        | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|----------|------------|-------|------------|
|          | 千円         | 千円    | 千円         |
| 14 国庫支出金 | 4,720,768  | 440   | 4,721,208  |
| 18 繰入金   | 881,743    | 6,599 | 888,342    |
| 歳入合計     | 22,171,000 | 7,039 | 22,178,039 |

(歳出)

| 款     | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|-------|------------|-------|------------|
|       | 千円         | 千円    | 千円         |
| 2 総務費 | 3,470,053  | 6,159 | 3,476,212  |
| 3 民生費 | 6,806,640  | 880   | 6,807,520  |
| 歳出合計  | 22,171,000 | 7,039 | 22,178,039 |

| 補正額の財源内訳  |       |       |         |
|-----------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源   |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 千円        | 千円    | 千円    | 千円      |
|           |       |       | 6,159   |
| 440       |       |       | 440     |
| 440       |       |       | 6,599   |

## 2 歳 入

### 14款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

| 目        | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|----------|-----------|-------|-----------|
|          | 千円        | 千円    | 千円        |
| 2 民生費補助金 | 218,944   | 440   | 219,384   |
| 計        | 2,413,826 | 440   | 2,414,266 |

### 18款 繰入金

#### 1項 基金繰入金

|             |         |       |         |
|-------------|---------|-------|---------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 485,000 | 6,599 | 491,599 |
| 計           | 881,743 | 6,599 | 888,342 |

| 節      |           | 金額        | 説明        |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 区分     |           |           |           |
| 1 社会福祉 | 千円<br>440 | 障害者総合支援事業 | 千円<br>440 |
|        |           |           |           |

|             |       |           |       |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 6,599 | 財政調整基金繰入金 | 6,599 |
|             |       |           |       |

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

| 目       | 補正前の額           | 補正額         | 計               | 補正額の財源内訳 |       |       |             |
|---------|-----------------|-------------|-----------------|----------|-------|-------|-------------|
|         |                 |             |                 | 特 定 財 源  |       |       | 一般財源        |
|         |                 |             |                 | 国県支出金    | 地 方 債 | そ の 他 |             |
| 1 一般管理費 | 千円<br>1,064,649 | 千円<br>6,159 | 千円<br>1,070,808 | 千円       | 千円    | 千円    | 千円<br>6,159 |
| 計       | 3,086,446       | 6,159       | 3,092,605       |          |       |       | 6,159       |

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

|           |           |     |           |     |  |  |     |
|-----------|-----------|-----|-----------|-----|--|--|-----|
| 1 社会福祉総務費 | 1,789,594 | 880 | 1,790,474 | 440 |  |  | 440 |
| 計         | 3,176,271 | 880 | 3,177,151 | 440 |  |  | 440 |

| 節                      |             | 説                      | 明           |
|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| 区 分                    | 金 額         |                        |             |
| 22 償還金、利<br>子及び割引<br>料 | 千円<br>6,159 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金 | 千円<br>6,159 |
|                        |             |                        |             |

|        |     |          |     |
|--------|-----|----------|-----|
| 12 委託料 | 880 | 障害者福祉事務費 | 880 |
|        |     |          |     |

2款 総務費 3款 民生費



議案第2号

副市長の選任に関し同意を求めることについて

次の者を久慈市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県紫波郡矢巾町

氏名 坊 良 英 樹

令和8年4月14日提出

久慈市長 中 平 均

議案第 2 号参考資料

地方自治法（抜粋）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び副市町村長の任期）

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（副知事及び副市町村長の欠格事由）

第 164 条 公職選挙法第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

2 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第 11 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

（副知事及び副市町村長の退職）

第 165 条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前 20 日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前 20 日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

（副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継）

第 166 条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

（副知事及び副市町村長の職務）

第 167 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第 153 条第 1 項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

3 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

議案第3号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市

氏名 稲田 泰久

令和8年4月14日提出

久慈市長 中 平 均

### 議案第3号参考資料

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

##### （任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

##### （任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

##### （兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

議案第4号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市

氏名 田 端 正 治

令和8年4月14日提出

久慈市長 中 平 均

議案第4号参考資料

地方自治法（抜粋）

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- 2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 省略

5 省略

6 省略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（親族の就職禁止）

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

2 省略